

印西市廃棄物減量等推進員 クリーンパートナー活動の手引き

令和8年度



印 西 市
環境経済部 クリーン推進課

目次

〇はじめに	1
1 廃棄物減量等推進員について	2
2 印西市廃棄物減量等推進員制度について	2
3 クリーンパートナーの主な活動について	3
4 クリーンパートナー活動時の留意事項について	6
5 回覧文の作成例	7
6 ごみ集積所警告看板 作成例	10
7 クリーンパートナー活動報告書記入例	11

参考資料

参考資料1 印西市のごみ出しルール	12
参考資料2 ごみの分別解説	17
参考資料3 家庭でできるごみの減量例	19
参考資料4 ごみに関するQ&A	22
参考資料5 ごみ排出量の状況	27
参考資料6 市のごみ減量等のための補助金事業、貸出事業等	28
参考資料7 印西市廃棄物減量等推進員設置要綱	34

はじめに

～「循環型社会」の推進に向けて～

これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会活動は、私たちに快適な生活環境をもたらす一方で、地球温暖化の進行や天然資源の枯渇など、環境に大きな負荷を与えてきました。こうした負荷を低減し、資源の乏しい我が国が「持続可能な社会」を実現していくためには、ごみを減量するとともに、ごみに含まれる限りある資源を有効に活用していくことが重要な課題となっています。

国においては、21世紀の社会のあり方として、環境と経済を持続的に発展させる「循環型社会」の考え方を重視しており、その実現に向け平成12年5月に「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。また、令和6年8月には新たに「第5次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた中長期的な方向性が示されました。同計画は、循環経済への移行を前面に打ち出し、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力の強化、経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現にも貢献する、将来世代の未来につながる国家戦略として位置付けられています。

このような国の動向等を踏まえ、印西市、白井市及び栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、印西地区全体のごみ処理の基本計画の見直し、「印西地区ごみ処理基本計画」を令和5年3月に策定しました。

本市の廃棄物を取り巻く現状としては、人口の増加や企業進出等により、ごみ量の増加や処理費用の増額が懸念されています。市としては、当組合による新クリーンセンターの令和10年度の竣工に向け、各種施策を講じながら、さらなるごみの減量を推進し、循環型社会の構築に繋げてまいります。



1 廃棄物減量等推進員について

環境への負荷の少ない循環型社会を形成するためには、ごみの減量、資源化をより一層進めていく必要があります。そのためには、市民と行政がパートナーシップのもと、それぞれが役割を担い、相互に協力して取り組むことが重要です。

そこで、市民と行政が連携・協力しながら、ごみの排出抑制や地域の清潔保持等を推進し、快適な生活環境づくりを進めるための協働体制を構築する仕組みの一つとして、本市では平成 26 年度から「廃棄物減量等推進員制度」を実施しています。

2 印西市廃棄物減量等推進員制度について

(1) 構成

印西市廃棄物減量等推進員は、所属する町内会等においてごみの減量や分別について啓発・情報提供等を行う推進員(通称:クリーンパートナー)と市の施策事業への協力を行う推進員(通称:クリーンアドバイザー)で構成します。

いずれも任期終了後、再任可能です。

◇ クリーンパートナー

各町内会長等からの推薦を受け、市長が委嘱します。

[任期] 1年 (6月1日～翌年5月31日)

◇ クリーンアドバイザー

ごみの減量や分別に関する知識と関心を有する人の中から市長が委嘱します。

[任期] 3年 (令和8年6月1日～令和11年5月31日)

(2) 報償金

いずれの推進員もボランティア活動となります。クリーンパートナーの場合は市の予算の範囲内(今年度月額 1,000 円)で報償金をお支払いします。

なお、報償金は、6月～3月分を翌年度4月に、4・5月分を翌6月に、口座振込みでお支払いします。

報奨金は、クリーンパートナー本人へのお支払いとなります。他人名義の口座にはお支払いできません。(活動に対する当人への謝礼となりますので、町内会等への振込みもできません。)

なお、当人の事情により、報償金の受取りを辞退される方は、市までご連絡ください。

市ホームページ二次元コード
(廃棄物減量等推進員制度)



3 クリーンパートナーの主な活動について

お住まいの地域のより一層のごみの減量や資源化、ごみ集積所の清潔保持などに繋がるよう、地域の皆さんと協力し活動を行ってください。

以下に主な活動と、具体的な活動を行う際の活動例を示しますので、それぞれご自身のできる範囲で活動を行ってください。

（１）廃棄物の減量及び資源化の意識啓発

家庭でできるごみの減量や市のごみ出しルールに基づいた適正な分別排出について、より多くの皆さんに理解していただき周知いただけるような活動をお願いします。

※参考例として、次のようなものが考えられますが、これらは必ず行わなければならないものではありません。

【活動例】

- ◇ 町内会などでの集会の際における呼びかけ
- ◇ 回覧板でのチラシ回覧
- ◇ ごみの分別等に関する講習会の開催

【啓発内容例】

- ◇ 町内会等回覧文書(例)「ごみ集積所への適正排出について」
(7～10ページ参照)
- ◇ 市のごみ出しルールに基づいた適正な分別排出方法の説明
(12ページ参照)
- ◇ 家庭でできるごみの減量(例)の紹介
(19～21ページ参照)
- ◇ 市のごみ減量等のための補助金事業、貸出事業等の紹介
(28～33ページ参照)

※活動の日時、回数などについて割り当てや制約などありません。

地域の現状や実情に合わせた活動をしていただくようお願いします。

〈クリーンアドバイザーとの連携〉

ごみの減量や分別に関する知識などを有するクリーンアドバイザーと連携することもできますので、希望する場合は、クリーン推進課へご連絡ください。

（２）ごみ集積所の清潔保持

一人ひとりが分別やごみ出しルールを守ること、ごみ集積所がきれいに保たれカラスなどによる散乱被害や悪臭、ポイ捨て等の防止に繋がります。より多くの皆さんにごみ出しマナーを心がけていただけるような活動をお願いします。

【活動例】

◇ ごみ集積所の定期的な見回り

収集日、排出時間、指定袋、分別方法が守られているかなどの状況を把握する。

また、ごみ集積所を利用されている方々で、ごみ当番の方を決めて定期的に清掃を行うなどして、清潔保持に努める。

〈ごみ集積所に違反ごみが出された場合〉

違反ごみには収集業者が次のような赤いステッカーを貼ります。

市では出された方へ持ち帰り、分別排出を促すため、収集に支障が出るなどの特別な事情の場合を除き、一定期間そのままにしております。



〈違反ごみとなるケース〉

- ・収集曜日が違う
- ・正しく分別されていない
- ・指定袋で出されていない
- ・ごみ集積所に出してはいけないごみ

◇ ごみ出しルールなどを理解されていない方への助言

ごみ出しルールがわからず困っている方に説明するなどして理解をしてもらう。

◇ 排出マナーなどについて改善策の検討・対応

違反ごみが後を絶たないごみ集積所については、町内会等やクリーン推進課などと相談し、ごみ集積所へ注意喚起の張り紙や看板設置などを検討する。

（３）不法投棄の未然防止及び通報

場所や時間帯を問わずゲリラ的に発生する不法投棄に対し、早期発見・早期対応により快適な生活環境を保全し、不法投棄しにくい環境づくりに御協力ください。

【活動例】

- ◇ 地区内の見回り、発見した場合の市への通報など
地区内を定期的（毎月１回以上）に見回り、道路などの公共用地に家具・家電などの投棄物を発見した際は、クリーン推進課不法投棄対策係へ連絡する。
- ◇ 市が実施する不法投棄の防止施策などへの協力
不法投棄多発現場について、看板設置などを市へ相談する。

（４）活動報告

３か月に１度、「クリーンパートナー活動報告書」（１１ページ参照）をちば電子申請サービス、郵送、持参により提出してください。

【電子申請サービス】

以下の二次元コードからちば電子申請サービスにアクセスしていただき提出してください。入力フォームへ直接入力することも、PDFや Word を添付して提出することもできます。

URL : https://apply.e-tumo.jp/city-inzai-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=61311

二次元コード:



《第１期》	６月	～	８月分	→	９月中に提出
《第２期》	９月	～	１１月分	→	１２月中に提出
《第３期》	１２月	～	２月分	→	３月中に提出
《第４期》	３月	～	５月分	→	６月中に提出

【紙で提出する場合】

「クリーンパートナー活動報告書」は、印西市ホームページからダウンロードできますので、パソコン入力により作成したい方は御活用ください。

＜次の順にクリック＞

「印西市トップページ」→「くらし」→「ごみ」→「減量化」→「廃棄物減量等推進制度」

【郵送の場合の提出先】

印西市 環境経済部 クリーン推進課 クリーン推進係
〒270-1396 印西市大森 2364-2
TEL 0476-33-4504

市ホームページ二次元コード
（廃棄物減量等推進員制度）



4 クリーンパートナー活動時の留意事項について

(1) 活動範囲

主に所属される町内会等の範囲内をお願いします。

(2) パトロール

- ・ごみ集積所では、ごみ袋の開封はトラブルや怪我の防止のため避けてください。
- ・不法投棄現場での直接の注意や、追跡・写真を撮ることなどは、相手から危害を加えられる危険がありますので決して行わないでください。
- ・ごみ出しマナーなどについて、直接、説明に当たる際などは、丁寧な言葉使いなどを心がけ、トラブルに発展しないよう御注意ください。

(3) 事故等への注意

万一、事故・けが等に遭われた場合は、市で保険に加入していますので、速やかにクリーン推進課へ御連絡ください。

なお、保険が適用されるのは、委嘱されたクリーンパートナー本人のみです。



令和〇年〇月〇日

町内会の皆さま へ

〇〇町内会

集積所の適正管理について

日ごろ、町内会運営につきましては、ご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

集積所の利用について、大半の方はごみの排出ルールをお守りいただいているところですが、一部のルール違反や通行車両からの不法投棄等により、下記のような集積所が散見されます。

この度、市とも協力して写真のとおり改善しましたが、引き続き、町内会の皆さまにおかれましては、ごみ排出ルールの順守とごみ集積所の適正管理のご協力をお願いいたします。

記

改善前



改善後



各 位

〇 〇 地区

ごみの適正な排出について（お願い）

本地区内のごみ集積所において、外部からの不法投棄と思われる事案が発生しております。

ごみ集積所を綺麗に保つことが、不法投棄を防ぐ方法の1つでもあるので、利用者の皆様におかれましても、今一度、ごみの出し方についてご確認ください。

記**1 排出日時**

ごみ集積所には、地域ごとに決められた**収集曜日の当日の朝**（午前8時30分まで）に出してください。

排出日時を守らないと、ごみが長期間放置されることになり、カラスや猫などに荒らされ、悪臭や害虫などの発生原因になります。

2 指定袋でのごみ出し

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック類」は、**指定袋**で排出してください。

「カン類」、「ビン類」、「ペットボトル」は、ごみ集積所に備え付けられた**専用袋**へ入れてください。

3 粗大ごみは「粗大ごみ収集事務所」へ連絡

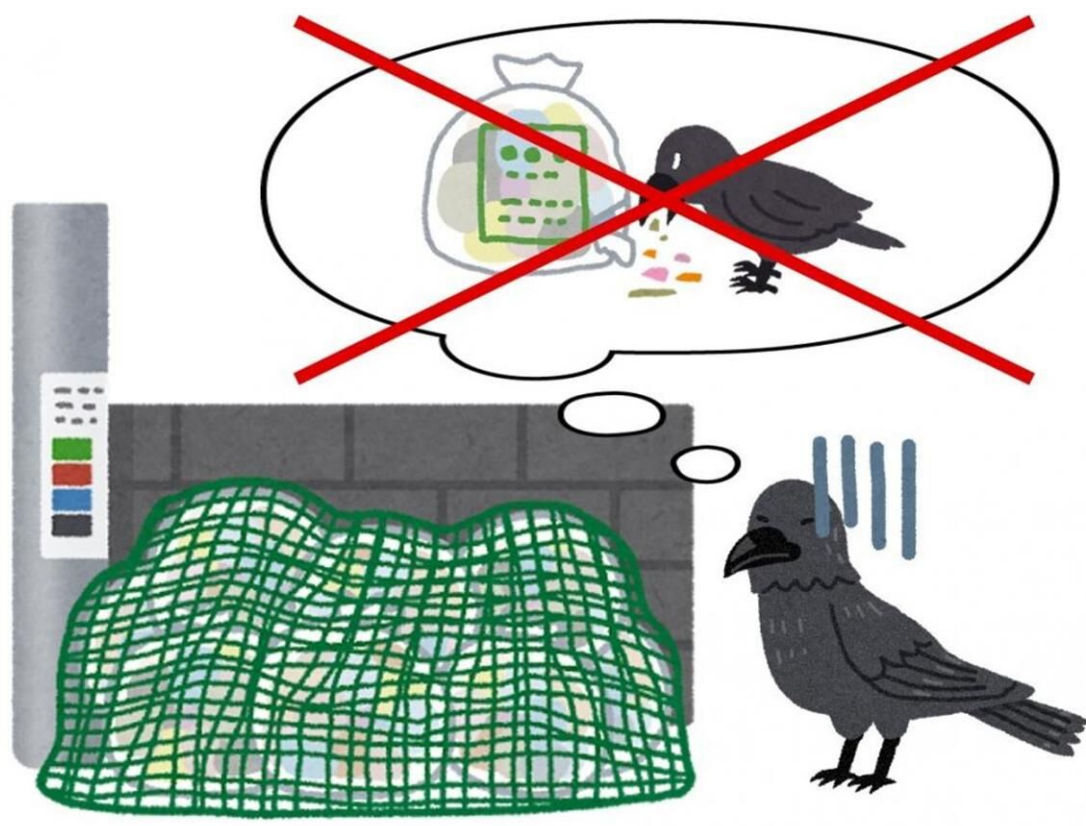
粗大ごみは、「粗大ごみ収集事務所（Tel0476 - 80 - 8686）」へ電話で申込み、当事務所の案内に従って出してください。申込みせずにごみ集積所へ出しても回収されません。

【補足】

常にごみ集積所にごみがある状態は、不衛生であり、通りすがりに不法投棄される可能性も高くなります。集積所を綺麗に保ち、不法投棄がされにくい環境づくりにご協力をお願いいたします。

カラスに注意!

ネットは隙間なく
かけましょう



前日出しは禁止！

指定日の当日朝8時30分までに

出してください。

ごみはルールに従い、適正に排出

してください。

●ご協力をお願いいたします。

〇〇自治会

ごみは収集日当日の

朝8時30分

までに出してください。

ごみはルールに従い、適正に排出して

ください。

●ご協力をお願いいたします。

〇〇自治会

注意

ごみはルールを守り、

適正に排出しましょう！

指定袋に入られていないごみ、分別がされていないごみは、収集されません。出された方は、持ち帰り、きちんと分別しましょう。

集積所は、利用者が管理者です。利用者みなで、きれいに利用しましょう。

〇×自治会

警告

この集積所は、利用者で清掃・管理しています。

他地区の方、通りがかりの方は、

ここに、ごみは出せません！

また、粗大ごみの排出は予約が必要です。

(排出する場合は、粗大ごみ収集事務所Tel 80-8686へ)

悪質な場合は、不法投棄とみなし、警察に通報するなど厳正に対処します。

〇×町内会

7 クリーンパートナー活動報告書記入例

年 月 日

記入例

クリーンパートナー活動報告書

氏名

住所 印西市

【令和〇年度第〇期（〇月～〇月）分】（１枚中１枚目）

（１期：６月～８月 ２期：９月～１１月 ３期：１２月～２月 ４期：３月～５月）

実施日	場 所	内 容
随時	ごみ集積所	町内会内のごみ集積所を巡回し、違反ごみの状況を確認している。（今期は計〇日）
〇／〇（〇）	ごみ集積所 No. 〇ー××	テレビが置かれ、赤いステッカーが貼られて ２週間経過したので、市クリーン推進課へ 連絡した。
〇月	町内会内	「燃やすごみ」を前夜に出される方が多く、カラス被害が多いため、町内会長と相談し、回覧板の連絡事項欄に「ごみを決められた日の前夜に出すのは、やめましょう！カラス被害が多発しています。必ず当日の朝（８時３０分まで）に出しましょう。」と記載し回覧した。
〇／〇（〇）	〇〇集会所	町内会の班長会で、市のごみ減量のための補助金事業、貸出事業等を紹介しながら、ごみ減量への協力を呼びかけた。 （参加者２０人）
〇／〇（〇）	〇〇地区	〇〇付近の道路脇に家電の不法投棄を発見したので、市クリーン推進課へ通報した。

参考資料１ 印西市のごみ出しのルール

（１）排出日時

地域ごとに定められた収集曜日の「当日朝 8 時 30 分まで」に出してください。

（２）ごみ集積所

地域で決められているごみ集積所に出してください。ごみ集積所は、日頃から当該地域の利用者の皆さんで清掃管理を行ってください。

（３）分別排出

「資源物とごみの分け方・出し方」に基づき、分別の上、出してください。

（４）指定袋による排出

「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック類」は、それぞれ指定袋に入れて出してください。

（５）粗大ごみ

「粗大ごみ」は、事前の申込みが必要です。粗大ごみ収集事務所（Tel0476-80-8686）へ電話で申込み、指示に従い出してください。

（６）収集できないごみ

「収集できないごみ」及び「事業系ごみ」は、購入したお店や専門業者などに引き取ってもらってください。ごみ集積所へ出したり、「粗大ごみ」として申込むことはできません。

〈主な収集できないごみ〉

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコン、タイヤ、バッテリー、廃油、ガスボンベ、消火器、浴槽、大型流し台、農薬、薬品、コンクリート屑、ブロック、レンガ、農機具、砂、土、スプリング入りマットレス・ソファ、オートバイ、原付バイク、ドラム缶、ピアノ、金庫、建築廃材、産業廃棄物など、粗大ごみのサイズ（180cm×90cm×90cm）を超えるもの。

市ホームページ二次元コード
（資源物とごみの分け方・出し方）



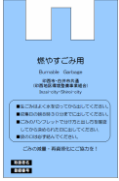
市ホームページ二次元コード
（市で収集できない品目の取り扱い）



【ごみの分け方・出し方】

	分け方	出し方
資源物	ビン類 ジュース、ビール、酒、のり、調味料などの飲食用のビンおよび化粧品のビン カン類 缶ジュース、缶ビール、缶詰、お茶、のり、菓子などの飲食用の缶 	集積所専用袋 ・ビン・カンは、中身、フタを除いて水洗いして、それぞれ集積所の専用袋へ。 【注意事項】 ・汚れの取れない物や4Lを超える物は「燃やさないごみ」へ。 ・割れたビン・板ガラス・ガラス食器・耐熱ガラスなどは「燃やさないごみ」へ。 ・ビンの王冠や金属のフタは、カン類の専用袋へ。 ・必ず中身は取り除きましょう。 ・平成28年度から「化粧品のビン」は資源物（ビン類）となっています。
	紙類 ○新聞紙（折り込みチラシ含む） ○紙パック ○ダンボール ○雑誌 ○雑がみ（包装紙、菓子箱など） 	ひもでしばる・紙袋でまとめる ・左記の種類に分けてヒモでしばって集積所へ。 ・雑がみは不要な紙袋にまとめて出すと便利です。 【注意事項】 ・雨の日は出さないでください。 ・紙パックは水洗いし、切り開いて乾かしてから、ヒモでしばって出してください。 ・紙パックは、市役所・各支所・各出張所・各公民館・文化ホールの回収ボックスへ入れることもできます。 ・汚れた紙、写真、ラミネート加工紙、臭いのついた紙類は「燃やすごみ」へ。
	布類 古着・肌着・セーター・シャツ・タオル・毛布など 	透明袋／指定袋 ・透明の袋またはプラスチック製容器包装用の指定袋に入れ「布」と記入して集積所へ。 【注意事項】 ・汚れは落として出してください。 ・雨の日は出さないでください。 ・わたの入ったもの、化学合成繊維（ビニールのようなもの）、衣類以外の革製品、枕、玄関マット、ふとん、じゅうたん、カーペットは「燃やすごみ」また「粗大ごみ」へ。
	ペットボトル PET マークのある飲料・酒・しょう油用の容器など 	集積所専用袋 ・ペットボトルは、中身を除いて水洗いして、フタやラベルをはずし、つぶして、集積所の専用袋へ。 【注意事項】 ・フタやラベルはプラスチック製容器包装へ。

資源物	プラスチック類 ○プラスチック製容器包装 プラマークのある容器包装物  ○長さ 50 cm未満、厚さ 5mm 未満のプラスチックのみでできているもの 	指定袋	・指定袋(プラスチック製容器包装用またはプラスチック類用／薄黄色)に入れて集積所へ。 [注意事項] ・水ですすぐなど残留物を取り除いて、乾かしてから指定袋に入れてください。 ・プラスチック以外の素材を含むものや、左記のサイズを超えるものは「燃やすごみ」
	スプレー缶・カセット式ガスボンベ  	透明袋	・必ず中身を使い切り、穴を開けず、透明袋に入れて資源物の日に集積所へ。 [注意事項] ・燃やさないごみの指定袋は使用できません。 ・平成 28 年度から出し方が変わっています。 
	廃食油 家庭での使用済みの食用油 小型家電 家庭で使われなくなった小型家電で、電話機・携帯電話・ドライヤー・デジタルカメラ・ひげ剃りなど電気や電池で動く製品(リモコンやケーブルなどの付属品を含む) 小型充電式電池等 リチウムイオン電池(モバイルバッテリー含む)、ニッケル水素電池、ニカド電池、ボタン電池、コイン電池 〈回収ボックス設置施設〉 印西市役所・船穂コミュニティセンター・中央公民館・永治プラザ・小林コミュニティプラザ・そうふけふれあい文化館・コスモパレットⅠ・保健福祉センター・印旛支所・本埜支所・印旛公民館・滝野出張所・平賀出張所・木刈フレンドリープラザ・本埜公民館 【小型家電のみ】印西クリーンセンター・温水センター 【小型充式電池のみ】牧の原地域交流センター、そうふけふれあいの里の各窓口	回収ボックス	▽廃食油…ペットボトルに入れてキャップを閉めて各施設の回収ボックスへ。 [注意事項] ・揚げカスを取り除いて出してください。 ・エンジンオイルや機械油など、食用油以外のものは対象外です。 ▽小型家電…そのまま各施設の回収ボックスへ。 [注意事項] ・投入口(横 30 cm×縦 15 cm)に入る物が対象です。 ・個人情報を含むものはデータを削除してください。 ・電池、電球、バッテリーなどは外し出してください。 ▽小型充電式電池等…絶縁して、施設の窓口へ。 [注意事項] ・膨張、破損していないものなど(コイン電池を除く)は、リサイクル回収協力店でも回収しています。  

燃や す ご み	台所ごみ 料理くず、残飯、貝がら、魚の骨など 紙くず類 ちり紙、ラミネート加工紙など資源にならない紙 木くず 板切れ、竹、小枝、木など 資源物で出せないプラスチック類 プラスチック以外の素材を含むものや広げると 50 cm を超えるものなど 皮革類 カバン、ベルト、革ぐつなど その他 ぬいぐるみ、クッション、カイロなど	指 定 袋	・指定袋（燃やすごみ用／薄青色）に入れて集積所へ ・生ごみは、十分に水切りしてください。大幅な減量になります。 [注意事項] ・小枝等は、太さ 3 cm、長さ 45 cm 以内に切って束ねて出せば、指定袋に入れる必要はありません。 ・板切れは、30 cm × 30 cm、厚さ 3 cm 程度以内のものに限ります。 ・指定袋に入らない物は「粗大ごみ」として出してください。 
燃 や さ な い ご み	陶磁器類 茶わん、皿、植木鉢など ガラス類 板ガラス、ガラス食器、耐熱ガラスなど 金属類 油缶、なべ、フライパン、やかん、刃物など その他 針金、使い捨てライター、傘、枝切りばさみ、空気入れ、電動式給油ポンプ、バットなど	指 定 袋	・指定袋（燃やさないごみ用／透明・緑字）に入れて集積所へ。 ・包丁・カミソリ・割れたガラスなど鋭利なものは、紙などに包んで「危険」と記入して指定袋へ入れてください。 [注意事項] ・指定袋に入らない物は「粗大ごみ」として出してください。<u>ただし、傘、枝切りばさみ、電動式給油ポンプ、空気入れ、バットは、はみ出しても構いません。</u> 

市ホームページ二次元コード
（使用済食用油はリサイクルしましょう）



市ホームページ二次元コード
（使用済小型家電の拠点回収を行っています）



有害ごみ	乾電池 コイン電池（記号：CR・BR） 蛍光管 温度計類 水銀入り体温計	・透明の袋に入れて集積所へ。 ※指定袋（燃やさないごみ用）を使用する場合は「有害」と記入してください。 ・蛍光管は買い替えた時の箱に入れて集積所へ。割れた場合は、紙に包んで「蛍光管」と記入し、透明の袋に入れて集積所へ。 [注意事項] ・小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池）ボタン電池は、小型家電回収ボックスのある公共施設の窓口、またはリサイクル協力店へ。膨張したリチウムイオン電池はリサイクル協力店では引き取れないので市の公共施設へ。電池がとりはずせない小型家電等は、そのまま小型家電回収ボックスに入れるか、入らないときは粗大ごみとして出してください。なお、鉛蓄電池は販売店（車用品店など）に処分を依頼してください。 ・コイン電池は乾電池と同じく、有害ごみとして集積所へ。 ・乾電池（コイン電池含む）は、市役所・各支所・各出張所・各公民館・文化ホールの回収ボックスへ入れることもできます。 ・どの電池も、テープなどで＋極と－極を絶縁してから出してください。 ・電球（LED 電球含む）は水銀が含まれていませんので「燃やさないごみ」へ。
粗大ごみ	「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」で指定袋に入らない物、粗大ごみのサイズ（180cm×90cm×90cm以内）のもの 家具類 机・イス・タンス・ベッド・じゅうたんなど 家庭用電化製品 掃除機・扇風機・電子レンジ・ステレオ・ストーブ・炊飯器など 寝具類 布団 その他 自転車・ゴルフクラブなど	粗大ごみ収集事務所の指示 ・粗大ごみ収集事務所へ必ず電話で申込みください。 ・収集日、排出場所、出し方などは、粗大ごみ収集事務所の案内に従ってください。 【粗大ごみ収集事務所】 Tel0476-80-8686 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 （土曜・日曜除く） [注意事項] ・申し込みのないものは収集しません。

参考資料2 ごみの分別解説

資源分類	ごみ分別説明内容	
紙類	紙類は5分類に分けていただき、雨の日は避けて集積所へ出してください。なお、集積所へ出す以外の方法として、地域によっては、町内会や子ども会などによる有価物集団回収が行われていたり、スーパーなどで店頭回収も行われていたりします。こちらもぜひ御利用ください。	
	新聞	折込みチラシも一緒に構いません。紐で十字に縛って出してください。
	紙パック 	牛乳パックなどの紙パックは、洗って、開いて、乾かして、紐で十字に縛って出してください。 紙パックは、古紙が一切含まれていないバージンパルプから作られているため、1リットルの紙パック6枚でトイレットペーパーが1個作れるほどの良質な製紙原料です。 資源の有効活用のためにも紙パックの分別排出に御協力ください。（市役所、各支所・出張所、公民館等に設置された回収ボックスに出すこともできます。）
	段ボール ダンボール 	段ボールと厚紙の違いは、中が波状になっているのが段ボールです。紐で十字に縛って出してください。 
	雑誌	書籍やパンフレットも雑誌として出せます。紐で十字に縛って出してください。付録などが付いていれば取り除いてください。
	雑がみ	上記に記載以外の紙で、例えばお菓子の箱、チラシ、包装紙などが「雑がみ」となります。 「雑がみ」は、御自宅にある不要となった紙袋や封筒などに入れ、紐で十字に縛るなどして漏れないようにした上で出してください。

市ホームページ二次元コード
(資源物のスーパーでの店頭回収について)



市ホームページ二次元コード
(雑がみのリサイクルについて)



その他、分別や出し方に注意が必要なもの

品目	分類	解 説
ハンガー (すべてプラスチック製)	資源物	クリーニング屋さんからもらったものであれば、クリーニング屋さんへ返却していただくとごみになりません。返却ができない場合は、材質が全てプラスチックの場合は「資源物」となります。
ハンガー・おもちゃ (プラスチックと金属が複合しているもの)	燃やすごみ	2つ以上の素材で出来ていて、簡単に分解ができない場合は、主な素材が何かで判断します。例えば、プラスチックが大部分である場合は、「燃やすごみ」となります。 なお、分解できる場合は、分別してそれぞれで出しましょう。
カン(飲料)	カン類	カンは、中をすすいで出してください。潰す際は、軽くつぶしてください。平たく潰してしまうと、中間処理業者の方でプレス梱包する際、カン同士がかみ合わなくなってしまうます。
ビン(飲料・化粧品)	ビン類	ビンは、フタを取って中をすすいで出してください。ラベルは剥がさなくて結構です。 フタは、アルミ製の場合、カンの専用袋へ入れてください。 平成28年度から化粧品ビンも資源物にいます。
カップラーメンの容器 (プラマークあり) (紙マークあり)	プラスチック製 容器包装	プラマークがあるカップラーメン容器は、汚れをサッと水で流して「プラスチック類」の黄色い袋に入れてください。色残りがあっても構いません。 プラマークでなく、紙マークのあるカップラーメン容器は、「燃やすごみ」としてください。 紙製のカップラーメン容器は紙マークがあっても、紙以外との複合素材であることから紙としてリサイクルできません。「燃やすごみ」で出してください。

ごみの分別は、細かくて時間もかかります。これを急に完璧に行おうとすると、逆に分別がイヤになってしまう場合もありますので、まずは、それぞれ皆さんの出来る範囲から取り組んでいただければと思います。

昨日まで「燃やすごみ」していたものを今日からは少しでも「資源物」として分けていただくことや、不要な紙袋をごみ箱の横にセットして、「雑がみ」をいつでも入れられるようすることなど、今日できることから少しずつ心がけていきましょう。

また、「燃やすごみ」の約4割が生ごみと言われています。生ごみを出す際、絞って水を切るなどをしていただくと、大きな減量効果となりますので、できる範囲で、ぜひ、御協力ください。

(1) 生ごみの減量

① 生ごみの水切り

生ごみの約80%は水分と言われています。生ごみを「濡らさない」「乾かす」「しぼる」といった水切りや乾燥を行うことで減量効果が期待できます。また、生ごみの腐敗や悪臭の主な原因は、生ごみに含まれる水分ですので、家庭においても悪臭防止にも役立ちます。

② 生ごみの資源化

コンポストなどの生ごみ処理容器や電気式の生ごみ処理機などを利用して生ごみを堆肥化すれば、プランターや家庭菜園などに活用できます。※市では購入費補助金があります。詳細につきましては、30 ページをご確認ください。

③ 土を使って生ごみを分解

畑や庭がある場合は、日当たりの良い場所に穴を掘って生ごみを入れ、土と混ぜて、掘った土をかぶせると、温度などの条件にもよりますが、夏は5日、冬は2週間くらいで、土の中にいる微生物が酸素を使って生ごみを水や二酸化炭素に分解します。分解されるまでは別の場所に穴を掘って埋めましょう。掘った土をかぶせることで臭いが防げるため、虫も湧かなくなります。分解には黒土が向いています。(粘土質・腐葉土・砂・砂利などは生ごみの分解に向きません)

④ 食品ロスの削減

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことです。大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮という意味でも、食品ロスを減らすことは必要です。「もったいない」という意識と、ちょっとした心がけで食品ロスを減らしていきましょう。

- ・日頃から消費期限を点検・把握し、無駄のない買い物を心がけましょう。
- ・野菜はできるだけ捨てる所を少なくするなど調理くずを減らしましょう。
- ・必要な量だけ調理し、残った料理は適切に保管して早めに食べましょう。
- ・食べきれなかったものを作り変えるなどエコクッキングをしてみましょう。

ごみの減量にご協力ください。

市ホームページ二次元コード
(生ごみ減量のチラシ)



(2) マイバッグ持参でレジ袋削減

マイバッグは、かわいらしいデザインや、コンパクトに収納できるものもあるので、買い物を楽しみながらエコライフスタイルを実践できます。

（３）粗大ごみのリサイクル

粗大ごみとして排出される物の中には、まだ使用できる物が多く見受けられます。粗大ごみなどを減らすには、長く使えるものを選んで買う、修理やメンテナンスをしながら大切に使う、必要がなくなった時には必要としている人へ譲る、リサイクルショップなどを利用したりするなどといった方法があります。

市では、「リサイクル情報広場」と題して、ホームページ上で、市民の皆さんからの「ゆずります」、「探しています」といった情報を提供しています。

（４）「おいくら」でリユース

印西市は連携サービス「おいくら」で不要品のリユース（再利用）を推進しています。

「おいくら」は複数のリユースショップで買取価格を比較し、売却できるサービスです。

ソファや冷蔵庫、洗濯機といった大型製品から、昔集めたコレクションや最近使用していない趣味嗜好品まで幅広い品物が買取の対象となります。

出張買取での対応が可能な品目の場合は、自宅にしながら不要品を売却することができます。

市ホームページ二次元コード
(おいくら)



（５）紙パックの分別

1リットルの紙パックは約 30 グラムです。紙パックは6枚で1個分のトイレットペーパーができます。紙パックは飲み物などを入れる食品容器のため、バージンパルプを使用しています。良質なパルプですので、ぜひ、リサイクルにご協力をお願いします。



(6) 雑がみの分別

大きい「雑がみ」であれば、そのまま重ねてヒモでしばって出しても結構ですが、「雑がみ」は、大きさも様々で小さいものが多く、バラバラになりがちですので、紙袋、封筒、紙箱などの中にまとめて出すと良いです。まとめたら、ヒモで十字にしばるなどして、こぼれ落ちないようにします。

また、市では、不要な紙袋をお持ちでない方へ、「雑がみリサイクル袋」を配布しております。作り方をホームページでも公開しておりますのでご活用ください。

【「雑がみ」として排出するもの】

- ①食品などの紙類
- ②パンフレット、ダイレクトメール、カレンダー
- ③紙袋、封筒(粘着物が付いたものも可)、包装紙
- ④コピー用紙、メモ用紙
- ⑤防水加工紙(紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など)
※汚れをサッと洗い流し、食品残留物を取り除く。
- ⑥和紙、半紙
- ⑦感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- ⑧裏カーボン紙、ノーカーボン紙(宅急便の複写伝票など)
- ⑨金銀などの金属が箔押しされた紙

市ホームページ二次元コード
(雑紙のリサイクルについて)



【「雑紙」ではなく「燃やすごみ」として排出するもの】

- ①汚れた紙(ティッシュ、紙おむつなど)
- ②臭いのついた紙(石鹼の個別包装紙、洗剤や線香の紙箱など)
- ③圧着はがき(親展はがき)
- ④捺染紙(アイロンプリント紙。主に絵柄などを布地に加熱してプリントする際に使用する紙)
- ⑤印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙
- ⑥カップラーメンの紙容器
※紙の配合率が高いため「紙マーク」がありますが、「燃やすごみ」です。
- ⑦食品残渣物のついた紙容器
- ⑧感光紙(青焼きコピー紙)
- ⑨油紙
- ⑩合成紙(選挙の公示用ポスター、投票用紙など)
※プラスチック製で、正確には紙でないもの
- ⑪複合素材の紙(プラスチックフィルムなどを貼り合わせたもの)
※ビニールコーティングしている紙など(破いた時にビニールが伸びる紙)
- ⑫感熱性発泡紙(加熱により発泡するインキが塗布された紙。主に点字関係で使用されるもの)
- ⑬昇華転写紙(カバンや靴などの詰物〈緩衝材〉などとして使用されているもの)

おうちにあるこんな紙
リサイクルできます。

市ホームページ二次元コード
(雑紙リサイクルのチラシ)



～ごみの出し方について～

Q1 剪定した庭木の出し方は？

A1 剪定した庭木を、「燃やすごみ」として出す場合は45cm以下の長さ(太さは直径3cm以下)にし、指定袋に入れるか、ひもで束ねて出してください。また、粗大ごみとして出す場合は180cm以下の長さ(太さは直径10cm以下)にし、粗大ごみ収集事務所(Tel0476-80-8686)へ申し込んでください。

なお、竹は粗大ごみとして出すことができないため、45cm以下の長さ(太さは直径3cm以下)のものに限られます。

Q2 いろいろな材料でできているごみの出し方は？

A2 いろいろな材料でできているごみについては、なるべく分解して、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」に分けて出していただきたいのですが、分解できない場合は、主な材料で判断し、「燃やすごみ」か「燃やさないごみ」として出してください。

Q3 電池の出し方は？

A3 電池には、乾電池、ボタン電池、コイン電池、小型充電式電池などたくさんの種類があります。電池の種類に応じて、次のように出してください。

【出し方】※電池を出す際は、ショートして発熱する恐れのないよう、電極部分をテープなどで絶縁してください。

▼ 乾電池、コイン電池

使用済みの乾電池、コイン電池(記号 CR、BR)を処分するときは、次の2つの方法があります。

① ごみ集積所へ出す方法

透明な袋に入れて、月2回の「有害ごみ」の収集日に出してください。なお、「燃やさないごみ用」の指定袋を利用する場合は、「有害」と大きく記載してください。

② 公共施設へ持ち込む方法

市役所、各支所、各出張所、各公民館、文化ホールに設置してある乾電池ボックスへ投入してください。

▼ ボタン電池(記号:LR、SR、PR)

ボタン電池には、アルカリボタン電池(記号LR)、酸化銀電池(記号SR)、空気亜鉛電池(記号PR)などの種類があります。ボタン電池はかつて水銀が使われていたことから、乾電池とは回収が異なります。

使用済みのボタン電池は、購入した電気店などに引き取ってもらうか、市の公共施設(小型家電回収ボックスのある施設を参照)の窓口で回収しています。

※ボタン電池について、もっと詳しく知りたいときは、(社)電池工業会ホームページをご覧ください。リサイクル協力店も調べられます。

▼ 小型充電式電池

ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの小型充電式電池は、法律で回収・リサイクルが義務づけられています。小型充電式電池には、リサイクルマークが付けられています。小型充電式電池を処分するときは、リサイクル協力店に引き取ってもらうか、市の公共施設（小型家電回収ボックスのある施設を参照）の窓口で回収しています。

「資源有効利用促進法」施行前のもの、海外製のものには、リサイクルマークがないものがあります。

電池がとりはずせない小型家電等は、そのまま小型家電回収ボックスに入れるか、入らないときは粗大ごみとして出してください。

鉛蓄電池は販売店（車用品店など）に処分を依頼してください。



Q4 消火器の出し方は？

A4 次のいずれかの方法で処分してください。

- ① 「特定窓口」又は「指定引取場所」に消火器を持ち込む。

市内の「特定窓口」…(株)ジョイフル本田千葉ニュータウン店(0476-47-6811)

市内に「指定引取場所」はありません。県内の指定取引場所は下記からご確認ください。

(消火器リサイクル推進センター <http://www.ferpc.jp>)

※令和4年5月1日現在

- ② 「エコサイクルセンター」に連絡し、ゆうパックによる消火器の回収を依頼する。

ゆうパック専用コールセンター（郵送のみのお問い合わせ）

Tel0120-822-306 ホームページ <http://www.ferecycle.jp>

- ③ その他

ホームセンターや住宅用防災機器等取扱業者などによっては、住宅用消火器を購入した場合に限り、古い住宅用消火器の回収を実施している事業所もあるようですので、お近くの取扱店などへお問い合わせください。

なお、エアゾール式の簡易式消火具については、一般スプレー缶と同じ方法で廃棄してください。

また、平成22年1月以降に販売されている消火器には、リサイクル費用が製品価格に織り込まれており、「リサイクルシール」が既に貼り付けてありますのでリサイクル料は不要です。それ以前の消火器を廃棄する場合にはリサイクル料が必要となります。



Q5 家電リサイクル品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)の出し方は？

A5 家電リサイクル法で定める家庭から排出された「テレビ」「冷凍庫・冷蔵庫」「洗濯機・衣類乾燥機」「エアコン」の使用済み家電製品4品目は、印西クリーンセンターでは処分ができないため、次のいずれかの方法で適正な処分をお願いします。なお、処分にはリサイクル料が発生します。

【出し方】(次のいずれかの方法)

① 購入店などに依頼

買ったお店が近くにあったり、買い替えの場合は、買ったお店に引き取りを依頼してください。
なお、家電量販店などによっては、当店で販売した物や買い替えでなくても引き取りを行う場合もあるようですので、直接、お近くのお店へご相談ください。

② 指定引取場所へ直接運ぶ

郵便局にある所定の振込用紙(家電リサイクル券)に必要事項を記入し、リサイクル料金を支払い、その後指定引取場所にお持ち込みください。

引取場所など、詳しくは「家電リサイクル券センター(Tel0120-319-640)」のホームページをご覧ください。

③ 市指定の許可業者に処理を依頼

前述の処理方法のほかに、市の「一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬)」に引取りを依頼したり、市の「一般廃棄物処理業許可業者(処分業)」であり、県の「廃棄物再生事業者(廃電気、電子機器)」に登録している(株)本埜共進(Tel0476-97-1146)に処理を依頼することもできます。

市の「一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬)」は、市のホームページをご覧ください。クリーン推進課へお問い合わせください。

Q6 パソコンの出し方は？

A6 パソコン本体やディスプレイは、通常の収集を行っておりませんので、次のいずれかの方法で適正な処分をお願いします。(小型家電の拠点回収に該当するもの(横 30cm×縦 15cm未満)は、市内各施設の小型家電回収ボックスにて回収しています。→10ページ参照)

【出し方】

① 製造メーカーへ引取りを依頼

メーカーまたは「パソコン 3R 推進協会」の受付窓口へ申し込み、「エコゆうパック伝票」が送付されたら、梱包したパソコンなどに伝票を貼り、郵便局に持ち込むか、戸別集荷を依頼します。

なお、平成 15 年 10 月以降に購入し、リサイクルマークのあるものは、回収・リサイクル料金は発生しませんが、それ以前に購入されたリサイクルマークの付いていないパソコン、自作のパソコン、倒産・事業撤退したメーカーのパソコンなどは有料で「パソコン 3R 推進協会」が回収を行います。

詳しい内容については、メーカーまたは「パソコン 3R 推進協会」へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

② 市指定の許可業者に処理を依頼

市の「一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬)」に引取りを依頼したり、市の「一般廃棄物処理業許可業者(処分業)」であり、県の「廃棄物再生事業者(廃電気、電子機器)」に登録している(株)本埜共進(Tel0476-97-1146)に持ち込み、処理を依頼することもできます。市の「一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬)」は、市のホームページをご覧ください。クリーン推進課へお問い合わせください。

③ その他

廃棄するのではなく、中古品販売業者などに買い取ってもらう方法もあります。家電量販店な

どによっては、古いものでも買い取ってもらえる場合があるようですので、お近くのお店へご相談ください。

(※「無許可」の回収業者にご注意ください。無料と語りながら高額な料金を請求されたり、不法投棄や不適正な管理による火災などの事例が報告されています。)

～ごみ集積所について～

Q7 ごみ集積所でペットボトル、カン、ビンの袋が不足している場合、どうすればよいか？

A7 ごみの収集運搬については、印西地区環境整備事業組合(印西クリーンセンター)が業者委託により行っていますので、印西地区環境整備事業組合に集積所の場所及び番号を連絡して、袋の補充をお願いしてください。[印西地区環境整備事業組合 Tel0476-46-2732]

Q8 ごみ集積所にカラスネットを設置するにはどうすればよいか？

A8 市では、集積所1か所につき1枚のカラスネットを貸与していますので、クリーン推進課、各支所市民サービス課で申請してください。なお、貸与期間は原則5年です。5年に満たない場合は、修繕等をしていただき引き続きのご利用をお願いいたします。

Q9 ごみ集積所におけるカラス等による散乱被害対策は、どういうものがあるのか？

A9

〈対策1〉ごみ出しルールを守る。

市指定ごみ袋を使い、袋の口をしっかりしばり、中身が出ないようにする。また、前日の夜間にごみ出しを行うことは、カラス被害を受けやすくなります。

長時間ごみ集積所に出されていることにより、猫が荒し、その後にカラスが荒らすこともあります。

〈対策2〉カラスネット内に納める

カラスネットを使用するときは、ごみ袋をネット内にきっちりと納め、はみ出さないよう注意します。使い方を間違えると、効果が半減してしまいます。

なお、ネットが飛んだり、通行の邪魔にならないよう管理してください。

〈対策3〉集積所の工夫

- ① 集積所にブロックなどの囲いがある場合は、カラスネットの縁に物干し竿等の棒を取り付け、囲いの左右にネットが掛かるようにして覆うと、出されたごみ袋とカラスネットに空間ができ、カラスの口ばしが届かなくなります。
- ② ダストボックスの設置や、単管パイプ等で四角形を作り、その側面4辺及び天面をネットで覆う。なお、この場合、安全確認が必要です。

〈対策4〉カラス対策品を利用する

- ① カラス視力に刺激を与えるプレートやテープなどを使用してみる。(効果は保証できません。)
- ② 折りたたみ式収納ボックス型のダストボックスなども販売されています。

Q10 ごみ集積所を新たに設置する場合や移設したい場合はどのようにするのか？

A10 ごみ集積所の新設や移設については、クリーン推進課に申請してください。ごみ集積所は、日常生活の中でごみを排出する場所ですので、設置場所等は、利用する方々でよく話し合っ

いか等を確認します。その結果問題がなければ申請後約2週間後に収集を開始します。

Q11 委託収集車以外(有価物集団回収業者は除く)の者がごみ集積所から資源物等を持ち去っている場合はどうしたらよいか？

A11 ごみ集積所に出された資源物の所有権は、市に帰属することになっていますので、資源物等の持ち去り現場を発見したら、直接声をかけずに、クリーン推進課まで次の情報を出来る範囲でお寄せください。

- ① 持ち去り行為が行われた日時、場所、資源物等の種別
- ② 持ち去り車両及び行為を行った者の特徴(車両ナンバー、車種、車名等)
- ③ 持ち去られるまでの状況など

Q12 収集日でない日に、ごみ集積所へ運んでくる人が多くいるが注意した方がよいのか？

A12 地域によっては、「収集日当日のごみ出し」が浸透しきれていない所もありますが、いちどに浸透させようとするとうるさくを招き逆効果も懸念されます。まずは地域の実情に合わせて、少しずつでもごみ出しマナーが向上するよう地道な活動をお願いします。

Q13 ごみ出しルールを守らない人や地区外から持ち込む人がいるがどうしたらよいのか？

A13 市では、ごみ集積所への貼付用警告紙の配布を行っています。ご希望の場合は連絡してください。また、町内会等による注意喚起文書の回覧等も対策の1つと考えられます。

～その他～

Q14 ごみを野外で焼却することはできるか？

A14 廃棄物処理法により、原則、野外での焼却が禁止されています。ドラム缶や法定基準を満たしていない家庭用小型焼却炉などでごみを燃やした場合、高温による完全燃焼が難しく、ダイオキシンの発生が心配されます。

また、煙や悪臭で近所に迷惑をかけることになりますので、焼却しないようお願いします。

Q15 自分の土地に不法投棄されたごみは、どのような対応をとればよいのか？

A15 私有地に不法投棄されたごみは、自分で処理するか、廃棄物処理業者に処理を依頼(有料)するなど、所有者又は管理者の責任で処理することとなります。空き地等を所有又は管理する方は、柵を設けたり、管理を強化したりするなどみだりにごみが捨てられないよう不法投棄の防止に努めてください。

Q16 自分の土地に野良猫が死んでいた場合、どうすればよいのか？

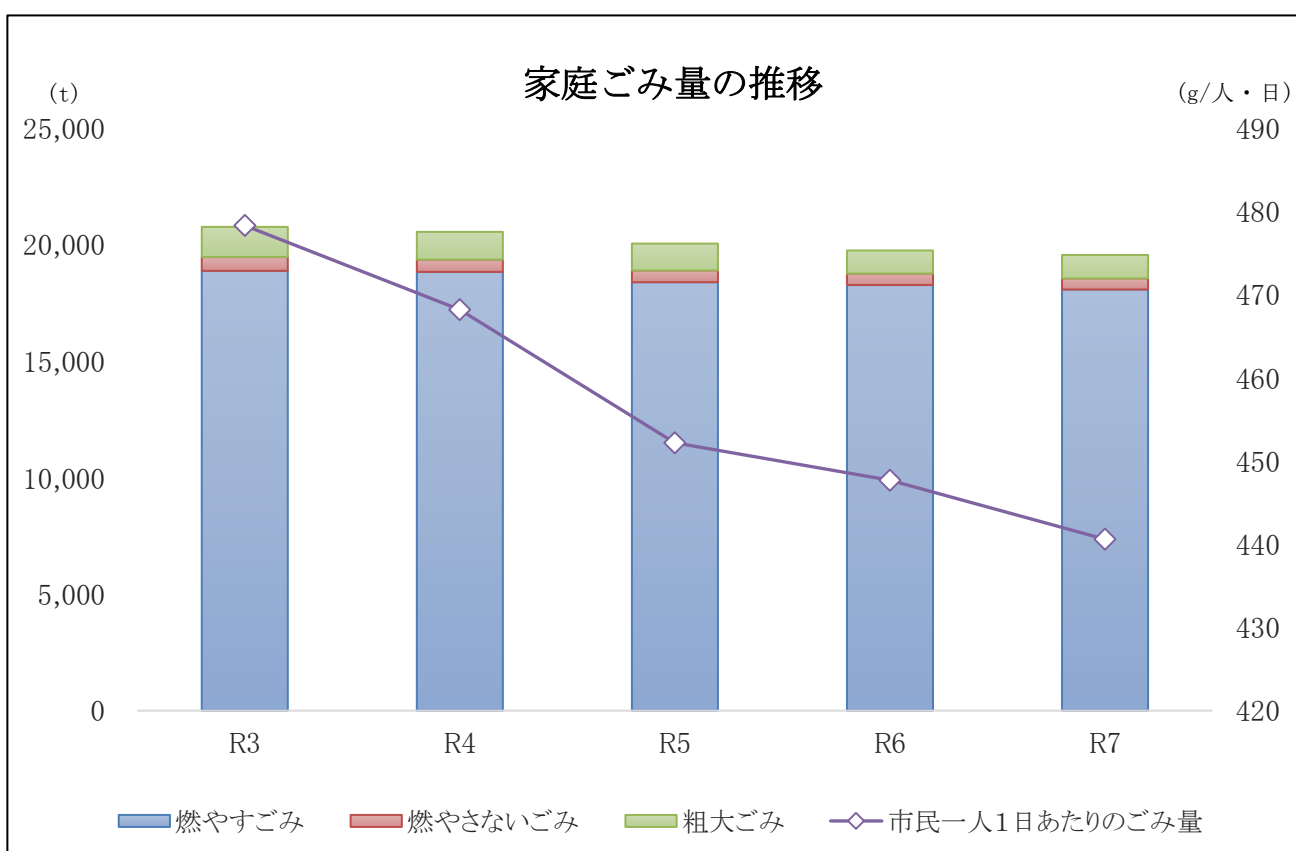
A16 動物の死体は、廃棄物処理法により一般廃棄物とされておりますので、廃棄物として処理することになります。私有地で野良猫が死んでいた場合などは、不法投棄されたごみと同様、所有者又は管理者の責任で処理することになります。

参考資料5 ごみ排出量の状況

〔令和7年度〕

- 人口…………… 112,402人(対前年度比+607人)
- ごみ総排出量…………… 32,236トン(対前年度比△375トン)
- 市民一人一日当たり……786グラム(対前年度比△13グラム)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
人口(人)	108,141	110,208	111,109	111,795	112,402
家庭ごみ(資源物除く)(t)	20,763	20,549	20,046	19,750	19,558
事業系ごみ(t)	7,271	7,717	7,409	7,208	7,131
総排出量(資源物含む)(t)	34,160	34,245	33,202	32,611	32,236
一人一日当たり(g) 家庭ごみ(資源物除く)	526	511	493	484	477
一日当たり(g) 事業系ごみ	20	21	20	20	20
一人一日当たり(g) 総排出量(資源物含む)	865	851	816	799	786



参考資料6 市のごみ減量等のための補助金事業、貸出事業等

印西市では、ごみ減量のために補助金事業や貸出事業等を行っています。

事業名	概要	詳細
生ごみ処理容器等 購入費補助金制度	「生ごみ処理容器（コンポスト・EM容器など）」、「生ごみ処理機」または「剪定枝粉碎機」を購入した方に、購入額の2分の1の額を補助する（上限あり）。	P29
廃棄物減量機器貸出事業	廃棄物減量機器である「剪定枝粉碎機」を無料で貸し出す。	P30
有価物集団回収奨励金事業	有価物集団回収を行っている団体に対して、回収重量に応じて奨励金を交付する。	P31
ごみ減量化等説明会	クリーンアドバイザーが各団体等に出向き、実演や体験も含めながらごみについて説明する。	P32
ごみの出し方や収集日がわかるアプリ「さんあーる」を配信	ごみ出しに関する情報を提供するスマートフォン対応アプリです。 	—
クリーン印西推進デー	詳細は右の二次元コードを参考にしてください。 	—

印西市生ごみ処理容器等購入費補助金制度

印西市では、「生ごみ処理容器(コンポスト・EM容器など)」、「生ごみ処理機」または「剪定枝粉碎機」を購入した方に、上限額はありますが、購入額の2分の1の額を補助金として交付しています。



補助金を受けるための基準

1. 印西市内に住所があり、居住している世帯主名での申請となること。
2. 世帯主及び世帯員に市税等の滞納がないこと。
3. 新品の生ごみ処理容器または処理機を購入してから1年以内であること。(ディスプレイは対象外)
4. 以前に補助金を受けたことがある場合は5年を経過していること。

生ごみ処理機と生ごみ処理容器はいずれか一方が対象となります。5年経過は、生ごみ処理容器(処理機)と剪定枝粉碎機は別に起算します。

補助金の申請ができる窓口・必要なもの

市役所クリーン推進課・各支所の窓口。申請書の提出は、各窓口にご持参ください。その際、添付書類が揃っているかなどを確認させていただきます。(※出張所では受付できません。)

1. 領収書【原本】
2. 印鑑(認め印)
3. 市内に居住していることが確認できるもの(運転免許証、国民健康保険証等)【原本】
4. 口座振込みになるため、振り込み口座のわかるもの

※確認書類について写しをとらせていただきます。

《注意事項》

※領収書には、品名、本体価格が記載されていること

※領収書が発行されない方法で購入された方は、購入代金を支払いしたことが証明できるものと品名、本体価格がわかるものをお持ちください。

例「代引き領収書、振込明細書、クレジットカード利用明細書」と「納品書、請求明細書」

※事前に上記の領収書等が、購入予定先で発行されるか確認してから購入してください。

※領収書で「生ごみ処理機」であることが確認できない場合は、「生ごみ処理機」であることを確認できるもの(仕様書やカタログなど)をお持ちください。

補助金の金額

補助は生ごみ処理機と生ごみ処理容器はいずれか一方が対象となります。生ごみ処理容器(処理機)とは別に剪定枝粉碎機の補助申請できます。

次の1・2いずれも購入額の2分の1の額で、100円未満は切り捨てます。

1. 生ごみ処理容器(コンポスト・EM容器など)

[限度額] 1基につき3千円。

[対象数] 1世帯当たり2基まで。

ただし、50リットル以下の容器(EM容器等)のみの場合は4基まで。

2. 生ごみ処理機、剪定枝粉碎機

[限度額] 1基につき4万円。

[対象数] 1世帯当たり各1基まで。

生ごみを残さず
お台所はいつも清潔!



生ごみの減量に御協力を!

【問い合わせ先】 印西市環境経済部クリーン推進課 電話 0476-33-4504

印西市廃棄物減量機器貸出事業

印西市では、家庭系の燃やせるごみのうち、排出割合の多い剪定枝の減量・資源化を推進するため、廃棄物減量機器である「剪定枝粉碎機」を無料で貸出しています。

借用条件

1. 借用できる方は、市内に住所を有する個人及び自治会などの市民団体であること。
2. 粉碎したチップは、ごみ集積所へ排出しないこと。
3. 減量機器を使用中に事故が発生した場合は、借受人において一切の責任を負うこと。
4. 減量機器を紛失した場合または借受人の取扱不注意により故障、破損した場合は、借受人において弁償すること。
5. 減量機器の又貸しをしないこと。また、営利目的に使用しないこと。
6. 電気等の動力費は借受人が負担とすること。

手順

1. 申請書を記入の上、クリーン推進課へ提出。（電話で事前予約可）
※予約状況等によっては貸出できない場合があります。
2. クリーン推進課で減量機器の借受け。
3. 使用後、クリーン推進課へ実績報告書の提出と合わせて返却

注意点

1. 申請、貸出、返却手続き等は、平日の午前8時30分～午後5時15分
2. 借用期間は、15日以内

電 気 式 粉 碎 機



処理可能範囲枝太さ

φ25mm～35mm程度

長590×幅415×高910mm

重量25kg

印西市有価物集団回収奨励金事業

印西市では、ごみの減量化・資源化を推進するため、有価物集団回収を行っている団体に対して、回収重量に応じて奨励金を交付しています。

有価物集団回収とは、町内会、自治会、子供会等の住民団体が、家庭から出る資源化できる有価物の回収を行うリサイクル活動です。

この活動は、地域コミュニティ育成の場となっており、子供たちの資源の大切さを学ぶ機会としても役立っています。

有価物集団回収事業への積極的な御参加をお願いします。

奨励金を受けるためには

- 奨励金の交付を受けようとする団体は、有価物集団回収団体登録届出書により、あらかじめ市に登録していただきます。

奨励金の対象品目は

1. 紙類



2. 繊維類



3. ビン類



4. 金属類



5. ペットボトル



奨励金の金額

- 回収量1キログラムにつき、6円を交付します。

奨励金の申請

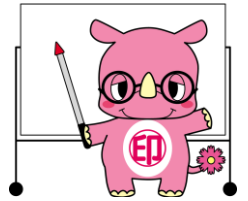
- 奨励金の申請は、3月～6月分を第1期分として7月に、7月～10月分を第2期分として11月に、11月～2月分を第3期分として3月に申請していただきます。

ただし、年度途中での登録をした場合は、登録以降の活動実績が交付対象となります。

- 申請書については、市から登録いただいている団体の代表者の方へ奨励金交付申請の案内と合わせて郵送します。

出張します！

ごみの減量化等説明会



日頃、家庭のごみについて気になることはございませんか？

- ごみの分別方法をもっと詳しく知りたい！
- 分別した資源物がどうなるのか知りたい！
- 印西市のごみの現状が知りたい！

そんな気になることについて、クリーンアドバイザーが皆様のもとに出向き、実演や体験も含めながら分かりやすく説明いたします。きちんと分別し、ごみを減らしてもっとエコで快適な毎日に行ってみませんか？

~~~~~

○所要時間 40分（ご都合に合わせて調整可能ですが、皆様にご理解いただけるよう短くても30分以上でお願いします。）

○説明内容 印西市のごみ処理の状況、ごみサンプルを用いた分別体験  
市で行っている補助事業等の紹介等

○申込方法

申込書様式（裏面）にて実施希望日の2週間前までに（FAX，メール等でも可）

※他の説明会や行事等の都合もございますので、事前にお電話等でご相談ください。

○その他

他の行事（総会、地区のイベント等）と合わせてぜひお呼びください。

説明に必要な資材を運ぶため自動車にて伺いますので、駐車スペースの確保をお願いしております。

~~~~~

【問合せ・申込み】印西市環境経済部クリーン推進課クリーン推進係

TEL：0476-33-4504 FAX：0476-42-5339

Email：cleanka@city.inzai.chiba.jp



別紙

ごみの減量化等説明会申込書

年 月 日

(あて先)
印西市長

町内会等名
代 表 者 名
連 絡 先

ごみの減量化等の説明を次のとおり依頼します。

- 1 日 時 年 月 日 時から
- 2 場 所
- 3 参加人数 名
- 4 その他
希望事項

参考資料 7 印西市廃棄物減量等推進員設置要綱

○印西市廃棄物減量等推進員設置要綱

平成26年4月15日告示第77号

改正

平成30年3月30日告示第61号

印西市廃棄物減量等推進員設置要綱

(設置)

第1条 市は、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の清潔の保持に関し、市と市民が相互に協力し、一体となってその推進に取り組むため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8の規定により、印西市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) クリーンパートナー 1つの町内会、自治会、町会、区等（以下「町内会等」という。）の長から推薦され、市長が適当と認めて委嘱する推進員であって、主に自らが所属する町内会等を所管する者をいう。

(2) クリーンアドバイザー 市長が適当と認めて委嘱する推進員であって、市内全域を所管する者をいう。

(定数)

第3条 クリーンパートナーの定数は、町内会等ごとに1人とする。ただし、市長が必要と認めたとは、この限りでない。

2 町内会等が組織されていない地域について、市長が必要と認めるときは、別にクリーンパートナーを委嘱することができる。

3 クリーンアドバイザーの定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 クリーンパートナーの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠のクリーンパートナーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 クリーンアドバイザーの任期は、3年とし、再任を妨げない。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、クリーンパートナー又はクリーンアドバイザーが適格性を欠くと認めたときは、解職することができる。

(活動)

第5条 クリーンパートナーは、主として次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 廃棄物の減量及び資源化の意識啓発に関する活動

(2) ごみ集積所における分別及び排出マナーの指導

(3) 不法投棄等に関する監視、市への通報、防止策等への協力

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 クリーンアドバイザーは、主として次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 市が実施するごみ減量施策等への協力

(2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(報告)

第6条 市長は、推進員に対し、前条の活動についての報告を求めることができる。

(報償)

第7条 市長は、予算の範囲内において、クリーンパートナー及びクリーンアドバイザーに報償金を支給するものとする。

(庶務)

第8条 推進員に関する庶務は、環境経済部クリーン推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第61号）

この告示は、公示の日から施行する

【担当】

印西市環境経済部クリーン推進課クリーン推進係

〒270－1396 印西市大森 2364－2

TEL 0476－33－4504 FAX 0476－42－5339

メール cleanka@city.inzai.chiba.jp